

○	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）（第一条関係）	1
○	国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）（第一条関係）	2
○	国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第一百七十七号）（抄）（第一条関係）	3
○	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（抄）（第一条関係）	4
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第二条関係）	5
○	災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）（抄）（第三条関係）	7
○	活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）（抄）（第三条関係）	9
○	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）（抄）（第三条関係）	11
○	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）（抄）（第三条関係）	13
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）（第四条関係）	14
○	国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（抄）（第五条関係）	17
○	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）（第六条関係）	18
○	行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）（抄）（第六条関係）	19
○	行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）（第六条関係）	20
○	多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（抄）（第六条関係）	21
○	重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）（第六条関係）	22
○	公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）（第六条関係）	23
○	原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）（抄）（第七条関係）	24
○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第八条関係）	25
○	消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）（抄）（第九条関係）	50

- 環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）（第九条関係） 51
- 高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）（抄）（第九条関係） 52
- 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第十号）（抄）（第十条関係） 53
- 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）（第十一条関係） 55
- 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）（抄）（第十二条関係） 57
- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）（第十三条関係） 58
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）（第十四条関係） 59
- 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（抄）（第十五条関係） 61
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）（第十五条関係） 62
- 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）（第十六条関係） 63
- ※環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）による改正後のもの（令和八年四月一日施行）
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）（第十七条関係） 64
- 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（抄）（第十八条関係） 66
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）（第十九条関係） 70
- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）（抄）（第二十条関係） 71
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）（第二十一条関係） 75
- ※重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）による改正後のもの（令和八年四月一日施行）
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）（抄）（第二十一条関係） 76

※重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十

	三号)による改正後のもの(令和八年四月一日施行)	
	構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)(抄)(第二十二條關係)	77
	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第十六号)(抄)(第二十二條關係)	78
	総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)(抄)(第二十二條關係)	79
	産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)(抄)(第二十二條關係)	80
	※重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律(令和七年法律第四十三号)による改正後のもの(令和八年四月一日施行)	
	国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)(抄)(第二十二條關係)	81
	個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)(抄)(第二十三條關係)	82
	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)(第二十四條關係)	84
	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)(抄)(第二十五條關係)	85
	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)(抄)(第二十六條關係)	90
	公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)(第二十七條關係)	92
	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第十三号)(抄)(第二十八條關係)	94
	東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)(抄)(第二十九條關係)	95
	津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)(抄)(第三十條關係)	105
	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抄)(第三十一條關係)	107
	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄)(第三十二條關係)	108
	大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)(抄)(第三十三條關係)	109

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）（抄）（第三十四条関係） 117
- 首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）（抄）（第三十五条関係） 118
- 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）（抄）（第三十六条関係） 120
- 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）（抄）（第三十七条関係） 122
- ※重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）による改正後のもの（令和八年四月一日施行）
- 官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）（抄）（第三十八条関係） 124
- 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）（抄）（第三十九条関係） 125
- 食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）（抄）（第四十条関係） 127
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（第四十一条関係） 128
- ※重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）による改正後のもの（令和八年四月一日施行）
- デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）（第四十二条関係） 137
- 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）（第四十三条関係） 139
- 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）（第四十四条関係） 149
- 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）（第四十五条関係） 150
- ※公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）による改正後のもの（令和八年四月一日施行）
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）（抄）（附則第九条関係） 151
- オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（抄）（附則第九条関係） 152
- 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）（抄）（附則第九条関係） 153
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）（附則第十条関係） 154

○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十一条 財務大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。）、内閣府、デジタル庁、防災庁及び各省（以下「各省各庁」という。）の予定経費要求書等に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならぬ。</p>	<p>第二十一条 財務大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁及び各省（以下「各省各庁」という。）の予定経費要求書等に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならぬ。</p>

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十二条 衆議院、参議院、内閣（内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。）、内閣府、デジタル庁、防災庁、各省、最高裁判所及び会計検査院（以下「各省各庁」という。）は、第三条の規定による国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。ただし、部局等の長において、国有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等ごとに備え、各省各庁には、その総括簿を備えるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第三十二条 衆議院、参議院、内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁、各省、最高裁判所及び会計検査院（以下「各省各庁」という。）は、第三条の規定による国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。ただし、部局等の長において、国有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等ごとに備え、各省各庁には、その総括簿を備えるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

○ 国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第百十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 各省各庁 衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。）、内閣府、デジタル庁、防災庁及び各省をいう。</p> <p>五 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 各省各庁 衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。</p> <p>五 （略）</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 各省各庁の長 本邦から公用旅券によつて外国に渡航する者（その者が同伴され、又は呼び寄せられる配偶者、子又は使用人である場合には、その者を同伴し、又は呼び寄せる者）が所属する各省各庁（衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。）、内閣府、デジタル庁、防災庁及び各省をいう。以下同じ。）の長たる衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。ただし、その者が各省各庁のいずれにも所属しない場合には、外務大臣とする。</p> <p>四〇七 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 各省各庁の長 本邦から公用旅券によつて外国に渡航する者（その者が同伴され、又は呼び寄せられる配偶者、子又は使用人である場合には、その者を同伴し、又は呼び寄せる者）が所属する各省各庁（衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。以下同じ。）の長たる衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。ただし、その者が各省各庁のいずれにも所属しない場合には、外務大臣とする。</p> <p>四〇七 (略)</p>

改正案	現行
<p>（関与の意義）</p> <p>第二百四十五条 この章並びに第二百五十二条の二十六の三第一項及び第二項において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第三十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁、防災庁設置法（令和八年法律第号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる防災庁、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下この章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名宛人となるものに限る。国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）</p> <p>第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは防災庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その</p>	<p>（関与の意義）</p> <p>第二百四十五条 この章並びに第二百五十二条の二十六の三第一項及び第二項において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第三十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下この章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名宛人となるものに限る。国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）</p> <p>第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、</p>

他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2・3 (略)

その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（救助実施市の長による救助の実施）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、<u>防災庁令</u>で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 第一項及び前三項に定めるもののほか、指定及びその取消しに<u>関し必要な事項は、防災庁令</u>で定める。</p> <p>（都道府県等が応援のため支弁した費用）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた都道府県等（以下「被請求都道府県等」という。）は、<u>防災庁令</u>で定めるところにより、国に対して、国が当該被請求都道府県等に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県等（以下「請求都道府県等」という。）に対して弁済するよう要請することができる。</p> <p>3 国は、前項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、当該被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、<u>防災庁令</u>で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用（以下「請求費用」という。）を、当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済することができる。</p>	<p>（救助実施市の長による救助の実施）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 第一項及び前三項に定めるもののほか、指定及びその取消しに<u>関し必要な事項は、内閣府令</u>で定める。</p> <p>（都道府県等が応援のため支弁した費用）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた都道府県等（以下「被請求都道府県等」という。）は、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、国に対して、国が当該被請求都道府県等に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県等（以下「請求都道府県等」という。）に対して弁済するよう要請することができる。</p> <p>3 国は、前項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、当該被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用（以下「請求費用」という。）を、当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済することができる。</p>

4 (略)

(国庫負担)  
第二十一条 (略)

2 国は、前条第二項の規定による被請求都道府県等の要請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、防災庁令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、請求都道府県等に対して支払うことができる。

一・二 (略)

3 (略)

4 (略)

(国庫負担)  
第二十一条 (略)

2 国は、前条第二項の規定による被請求都道府県等の要請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、請求都道府県等に対して支払うことができる。

一・二 (略)

3 (略)

改正案	現行
<p>（火山災害警戒地域）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をするときは、<u>防災庁令</u>で定めるところにより、その旨及び当該指定に係る警戒地域を公示しなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、<u>防災庁令</u>で定めるところにより、関係都道府県知事及び関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（住民等に対する周知のための措置）</p> <p>第七条 警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、<u>防災庁令</u>で定めるところにより、火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（避難確保計画の作成等）</p> <p>第八条 第六条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は</p>	<p>（火山災害警戒地域）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をするときは、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、その旨及び当該指定に係る警戒地域を公示しなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、関係都道府県知事及び関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（住民等に対する周知のための措置）</p> <p>第七条 警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（避難確保計画の作成等）</p> <p>第八条 第六条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は</p>

共同して、防災庁令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成しなければならない。

2  
8 (略)

共同して、内閣府令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成しなければならない。

2  
8 (略)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）</p> <p>第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として防災庁令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例）</p> <p>第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて防災庁令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）</p> <p>第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例）</p> <p>第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。</p>

2 (略)

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後、地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の防災庁令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(財務大臣との協議)

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の防災庁令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

2 (略)

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後、地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(財務大臣との協議)

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

○ 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務規程の認可）            第十一条（略）            2（略）            3 業務規程に記載すべき事項は、<u>防災庁令</u>で定める。            （事業計画等）            第十二条 支援法人は、毎事業年度、<u>防災庁令</u>で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。            2 支援法人は、<u>防災庁令</u>で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（業務規程の認可）            第十一条（略）            2（略）            3 業務規程に記載すべき事項は、<u>内閣府令</u>で定める。            （事業計画等）            第十二条 支援法人は、毎事業年度、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。            2 支援法人は、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（人事記録） 第十九条（略）</p> <p>② 内閣総理大臣は、内閣府、デジタル庁、防災庁、各省その他の機関をして、当該機関の職員の人事に関する一切の事項について、人事記録を作成し、これを保管せしめるものとする。</p> <p>③（略）</p> <p>④ 内閣総理大臣は、内閣府、デジタル庁、防災庁、各省その他の機関によつて作成保管された人事記録で、前項の規定による政令に違反すると認めるものについて、その改訂を命じ、その他所要の措置をなすことができる。</p> <p>（人事管理官） 第二十五条 内閣府、デジタル庁、防災庁及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、人事管理官を置かなければならない。</p> <p>②（略）</p> <p>（任命権者） 第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。） 、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対</p>	<p>（人事記録） 第十九条（略）</p> <p>② 内閣総理大臣は、内閣府、デジタル庁、各省その他の機関をして、当該機関の職員の人事に関する一切の事項について、人事記録を作成し、これを保管せしめるものとする。</p> <p>③（略）</p> <p>④ 内閣総理大臣は、内閣府、デジタル庁、各省その他の機関によつて作成保管された人事記録で、前項の規定による政令に違反すると認めるものについて、その改訂を命じ、その他所要の措置をなすことができる。</p> <p>（人事管理官） 第二十五条 内閣府、デジタル庁及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、人事管理官を置かなければならない。</p> <p>②（略）</p> <p>（任命権者） 第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。） 、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府及びデジタル庁を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命</p>

する任命権は、各大臣に属する。

②・③ (略)

(人事に関する情報の管理)

第六十一条の七 内閣総理大臣は、この款及び次款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、デジタル庁、防災庁、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員、管理職員、第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

② (略)

(特殊性を有する幹部職等の特例)

第六十一条の八 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣法制局、内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。）、人事院、検察庁及び会計検査院の官職（当該官職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。）については、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は適用せず、第五十七条、第五十八条及び前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「降任」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、前条第一項中「政令」とあるのは「、当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

権は、各大臣に属する。

②・③ (略)

(人事に関する情報の管理)

第六十一条の七 内閣総理大臣は、この款及び次款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、デジタル庁、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員、管理職員、第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

② (略)

(特殊性を有する幹部職等の特例)

第六十一条の八 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣法制局、内閣府及びデジタル庁を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。）、人事院、検察庁及び会計検査院の官職（当該官職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。）については、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は適用せず、第五十七条、第五十八条及び前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「降任」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、前条第一項中「政令」とあるのは「、当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

②  
③  
(略)

②  
③  
(略)

○ 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（抄）（第五条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六條の二（略）            ②③④（略）            ⑤ 法務大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項の地方公共団体の長及び当該地方公共団体が処理する第一号法定受託事務に係る各大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項若しくは防災庁設置法（令和八年法律第五号）第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第五条第一項に規定する各省大臣をいう。）に協議して、当該各大臣の所部の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。</p>	<p>第六條の二（略）            ②③④（略）            ⑤ 法務大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項の地方公共団体の長及び当該地方公共団体が処理する第一号法定受託事務に係る各大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第五条第一項に規定する各省大臣をいう。）に協議して、当該各大臣の所部の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（交付税の算定に関する資料）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に関係がある国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項の機関、デジタル庁、防災庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第三条第二項の機関をいう。以下「関係行政機関」という。）は、総務大臣が要求した場合においては、その所管に係る行政に関し、総務大臣の要求に係る交付税の総額の算定又は交付に關し必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（交付税の算定に関する資料）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に関係がある国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項の機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第三条第二項の機関をいう。以下「関係行政機関」という。）は、総務大臣が要求した場合においては、その所管に係る行政に關し、総務大臣の要求に係る交付税の総額の算定又は交付に關し必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（行政相談委員）</p> <p>第二条 総務大臣は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次に掲げる業務を委嘱することができる。</p> <p>一 行政機関等（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁、防災庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第十二号イからハまでに規定する法人で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の業務に関する苦情の相談に応じて、総務大臣の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び総務省又は当該関係行政機関等にその苦情を通知すること。</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（行政相談委員）</p> <p>第二条 総務大臣は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次に掲げる業務を委嘱することができる。</p> <p>一 行政機関等（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第十二号イからハまでに規定する法人で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の業務に関する苦情の相談に応じて、総務大臣の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び総務省又は当該関係行政機関等にその苦情を通知すること。</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 行政機関の職員に定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定員の総数の最高限度）</p> <p>第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）            ）、内閣府、デジタル庁、防災庁及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とする。</p> <p>2            （略）</p> <p>（内閣府、各省等の定員）</p> <p>第二条 内閣の機関、内閣府、デジタル庁、防災庁及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。</p>	<p>（定員の総数の最高限度）</p> <p>第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）            ）、内閣府、デジタル庁及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とする。</p> <p>2            （略）</p> <p>（内閣府、各省等の定員）</p> <p>第二条 内閣の機関、内閣府、デジタル庁及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。</p>

○ 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国の行政機関及び特殊法人の配置）</p> <p>第三条 国は、内閣府、デジタル庁、防災庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）その他の法律の規定により内閣の統轄又は所轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関（次条において「行政機関」という。）の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を含む。以下「特殊法人」という。）の主たる事務所の新設又は移転に当たつては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。</p>	<p>（国の行政機関及び特殊法人の配置）</p> <p>第三条 国は、内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）その他の法律の規定により内閣の統轄又は所轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関（次条において「行政機関」という。）の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を含む。以下「特殊法人」という。）の主たる事務所の新設又は移転に当たつては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。</p>

○ 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）（第六条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義等）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。</p> <p>イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（定義等）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。</p> <p>イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）                      第二条（略）                      2・3（略）                      4 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。                      一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）                      ～ 第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、デジタル庁、防災庁、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）                      第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員                      二（略）</p>	<p>（定義）                      第二条（略）                      2・3（略）                      4 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。                      一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）                      ～ 第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、デジタル庁、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）                      第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員                      二（略）</p>

改正案	現行
<p>（組織）            第三条の五（略）            2・3（略）            4 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。            一（略）            二 内閣官房副長官、環境副大臣若しくは関係府省の副大臣（防            災副大臣を含む。）、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣            政務官（防災大臣政務官を含む。）又は国務大臣以外の関係行            政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者</p>	<p>（組織）            第三条の五（略）            2・3（略）            4 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。            一（略）            二 内閣官房副長官、環境副大臣若しくは関係府省の副大臣、環            境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外            の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 防災に関する組織</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 特定災害復旧復興本部及び非常災害復旧復興本部等（第二十八条の七―第二十八条の十五）</p> <p>第五節 災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条）</p> <p>第六節 登録被災者援護協力団体（第三十三条の二―第三十三条の十一）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>第六章 復旧復興（第八十七条―第九十条）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧、災害からの復興及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 防災に関する組織</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節 災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条）</p> <p>第五節 登録被災者援護協力団体（第三十三条の二―第三十三条の十一）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>第六章 災害復旧（第八十七条―第九十条）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p>

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興（以下「復旧復興」という。）を図ることをいう。

三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁、防災庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ (略)

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項、防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ (略)

四〇八 (略)

九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第四号、第二十八条の六第二項及び第二十八条の十二第六項第二号を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ (略)

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ (略)

四〇八 (略)

九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第四号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

る計画をいう。

十 (略)

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一・二 (略)

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価並びに過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 (略)

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、全ての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるようにする等その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 復旧復興に必要な準備をするとともに、災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(国の責務)

第三条 (略)

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び復旧復興の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行い、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

十 (略)

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一・二 (略)

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 (略)

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害復旧及び災害からの復興に必要な準備をするとともに、災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(国の責務)

第三条 (略)

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するに当たつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(住民等の責務)

第七条 (略)

- 2 災害応急対策又は復旧復興に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 (略)

(中央防災会議の設置及び所掌事務)

第十一条 防災庁に、中央防災会議を置く。

- 2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

- 二 内閣総理大臣又は防災大臣の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

- 三 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は防災大臣に意見を述べること。

- 四 防災に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属

- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(住民等の責務)

第七条 (略)

- 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 (略)

(中央防災会議の設置及び所掌事務)

第十一条 内閣府に、中央防災会議を置く。

- 2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

- 二 内閣総理大臣又は内閣府設置法第九条の二に規定する特命担当大臣(以下「防災担当大臣」という。)の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

- 三 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は防災担当大臣に意見を述べること。

(新設)

- 四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属

3 する事務  
(略)

(中央防災会議の組織)

第十二条 (略)

2 5 4 (略)

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 防災大臣

二 防災大臣以外の国務大臣、内閣危機管理監、防災庁の事務次官、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

6 5 10 (略)

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第十四条 (略)

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 5 3 (略)

四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る復旧復興に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

五 (略)

(特定災害対策本部の設置)

第二十三条の三 災害(その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。以下この項において同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの(以下「特定災害」

3 する事務  
(略)

(中央防災会議の組織)

第十二条 (略)

2 5 4 (略)

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 防災担当大臣

二 防災担当大臣以外の国務大臣、内閣危機管理監、内閣府の防災監、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

6 5 10 (略)

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第十四条 (略)

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 5 3 (略)

四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

五 (略)

(特定災害対策本部の設置)

第二十三条の三 災害(その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。以下この項において同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの(以下「特定災害」

という。)であるときは、内閣総理大臣は、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、特定災害対策本部を設置することができる。

2 (略)

(特定災害対策本部の組織)

第二十三条の四 特定災害対策本部の長は、特定災害対策本部長とし、防災大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

2 5 4 (略)

5 特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは防災庁その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 5 11 (略)

(非常災害対策本部の設置)

第二十四条 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、非常災害対策本部を設置することができる。

2 5 3 (略)

(非常災害対策本部の組織)

第二十五条 (略)

2 5 3 (略)

4 非常災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

5 (略)

6 非常災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

という。)であるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができる。

2 (略)

(特定災害対策本部の組織)

第二十三条の四 特定災害対策本部の長は、特定災害対策本部長とし、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

2 5 4 (略)

5 特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 5 11 (略)

(非常災害対策本部の設置)

第二十四条 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

2 5 3 (略)

(非常災害対策本部の組織)

第二十五条 (略)

2 5 3 (略)

4 非常災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

5 (略)

6 非常災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 (略)
- 二 副大臣、内閣危機管理監、防災庁の事務次官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 非常災害対策副本部長及び非常災害対策本部員以外の非常災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは防災庁その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 〵 12 (略)

(緊急災害対策本部の設置)

第二十八条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、緊急災害対策本部を設置することができる。

2・3 (略)

(緊急災害対策本部の組織)

第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 緊急災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

5 (略)

6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一・二 (略)

三 防災庁の事務次官

四 (略)

7 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは防災庁その他の指定行政機

- 一 (略)
- 二 副大臣、内閣危機管理監、内閣府の防災監又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 非常災害対策副本部長及び非常災害対策本部員以外の非常災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 〵 12 (略)

(緊急災害対策本部の設置)

第二十八条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

2・3 (略)

(緊急災害対策本部の組織)

第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 緊急災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

5 (略)

6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一・二 (略)

三 内閣府の防災監

四 (略)

7 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機

関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。  
8  
12 (略)

第四節 特定災害復旧復興本部及び非常災害復旧復興本部等

(特定災害復旧復興本部の設置)

第二十八条の七 特定災害(第二十三条の三第一項の規定により特定災害対策本部が設置されたものに限る。)が発生した場合において、当該特定災害に係る復旧復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、特定災害復旧復興本部を設置することができる。

2 第二十三条の三第二項の規定は、特定災害復旧復興本部について準用する。

(特定災害復旧復興本部の組織)

第二十八条の八 特定災害復旧復興本部の長は、特定災害復旧復興本部長とし、防災大臣その他の國務大臣をもつて充てる。

2 特定災害復旧復興本部長は、特定災害復旧復興本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 特定災害復旧復興本部に、特定災害復旧復興副本部長、特定災害復旧復興本部員その他の職員を置く。

4 特定災害復旧復興副本部長は、特定災害復旧復興本部長を助け、特定災害復旧復興本部長に事故があるときは、その職務を代理する。特定災害復旧復興副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ特定災害復旧復興本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

5 特定災害復旧復興副本部長、特定災害復旧復興本部員その他の

関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。  
8  
12 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

職員は、内閣官房若しくは防災庁その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6| 特定災害復旧復興本部に、当該特定災害復旧復興本部の所管区域にあつて当該特定災害復旧復興本部長の定めるところにより当該特定災害復旧復興本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、特定災害現地復旧復興本部を置くことができる。

7| 第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、特定災害現地復旧復興本部について準用する。

8| 特定災害現地復旧復興本部に、特定災害現地復旧復興本部長及び特定災害現地復旧復興本部長その他の職員を置く。

9| 特定災害現地復旧復興本部長は、特定災害復旧復興本部長の命を受け、特定災害現地復旧復興本部の事務を掌理する。

10| 特定災害現地復旧復興本部長及び特定災害現地復旧復興本部長その他の職員は、特定災害復旧復興副本部長、特定災害復旧復興本部長その他の職員のうちから、特定災害復旧復興本部長が指名する者をもつて充てる。

(特定災害復旧復興本部の所掌事務)

第二十八条の九 特定災害復旧復興本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特定災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する特定災害に係る復旧復興の総合調整に関すること。

三 第一号の方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

四 次条の規定により特定災害復旧復興本部長の権限に属する事務

(新設)

五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(特定災害復旧復興本部長の権限)

第二十八条の十 特定災害復旧復興本部長は、当該特定災害復旧復興本部の所管区域における特定災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2 特定災害復旧復興本部長は、特定災害現地復旧復興本部が置かれたときは、前項の規定による権限の一部を特定災害現地復旧復興本部長に委任することができる。

3 特定災害復旧復興本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(非常災害復旧復興本部の設置)

第二十八条の十一 非常災害(第二十四条第一項の規定により非常災害対策本部が設置されたものに限る。)が発生した場合において、当該非常災害に係る復旧復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、非常災害復旧復興本部を設置することができる。

2 第二十三条の三第二項の規定は、非常災害復旧復興本部について準用する。

(非常災害復旧復興本部の組織)

第二十八条の十二 非常災害復旧復興本部長は、非常災害復旧復興本部長とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは

(新設)

(新設)

(新設)

- 2 | 、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。
- 2 | 非常災害復旧復興本部長は、非常災害復旧復興本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 | 非常災害復旧復興本部に、非常災害復旧復興副本部長、非常災害復旧復興本部員その他の職員を置く。
- 4 | 非常災害復旧復興副本部長は、内閣官房長官、防災大臣その他の国務大臣をもつて充てる。
- 5 | 非常災害復旧復興副本部長は、非常災害復旧復興本部長を助け、非常災害復旧復興本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害復旧復興副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ非常災害復旧復興本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 | 非常災害復旧復興本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - 一 | 非常災害復旧復興本部長及び非常災害復旧復興副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者
  - 二 | 副大臣、大臣政務官、防災庁の事務次官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 | 非常災害復旧復興副本部長及び非常災害復旧復興本部員以外の非常災害復旧復興本部の職員は、内閣官房若しくは防災庁その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 | 非常災害復旧復興本部に、当該非常災害復旧復興本部の所管区域にあつて当該非常災害復旧復興本部長の定めるところにより当該非常災害復旧復興本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、非常災害復旧復興本部を置くことができる。
- 9 | 第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、非常災害復旧復興本部について準用する。
- 10 | 非常災害復旧復興本部に、非常災害復旧復興本部長及び非常災害復旧復興本部員その他の職員を置く。
- 11 | 非常災害復旧復興本部長は、非常災害復旧復興本部長の命

を受け、非常災害現地復旧復興本部の事務を掌理する。

12| 非常災害現地復旧復興本部長及び非常災害現地復旧復興本部員その他の職員は、非常災害復旧復興副本部長、非常災害復旧復興本部員その他の職員のうちから、非常災害復旧復興本部長が指名する者をもつて充てる。

(非常災害復旧復興本部の所掌事務)

第二十八條の十三 非常災害復旧復興本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一| 非常災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に關すること。

二| 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する非常災害に係る復旧復興の総合調整に關すること。

三| 第一号の方針に基づく施策の実施の推進に關すること。

四| 次條の規定により非常災害復旧復興本部長の権限に属する事務

五| 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(非常災害復旧復興本部長の権限)

第二十八條の十四 非常災害復旧復興本部長は、当該非常災害復旧復興本部の所管区域における非常災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、關係行政機関の長及び關係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の關係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2| 非常災害復旧復興本部長は、前項の規定による権限の全部又は

(新設)

(新設)

3 一部を非常災害復旧復興副本部長に委任することができる。  
非常災害復旧復興副本部長は、非常災害現地復旧復興本部が置かれたときは、第一項の規定による権限の一部を非常災害現地復旧復興本部長に委任することができる。

4 非常災害復旧復興本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(著しく異常かつ激甚な非常災害に係る復旧復興の組織)  
第二十八条の十五 著しく異常かつ激甚な非常災害(第二十八条の

二第一項の規定により緊急災害対策本部が設置されたものに限る。)に係る復旧復興を推進するための組織については、大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の定めるところによる。

#### 第五節 災害時における職員の派遣

#### 第六節 登録被災者援護協力団体

(被災者援護協力団体の登録)

第三十三条の二 国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力であつて、次の各号のいずれかに該当する業務(以下「被災者援護協力業務」という。)を行う法人その他これに準ずるものとして防災庁令で定める団体(以下この条において「被災者援護協力団体」という。)は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

一 七 (略)

2 前項の登録(以下「登録」という。)を受けようとする被災者援護協力団体は、防災庁令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を

(新設)

#### 第四節 災害時における職員の派遣

#### 第五節 登録被災者援護協力団体

(被災者援護協力団体の登録)

第三十三条の二 国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力であつて、次の各号のいずれかに該当する業務(以下「被災者援護協力業務」という。)を行う法人その他これに準ずるものとして内閣府令で定める団体(以下この条において「被災者援護協力団体」という。)は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

一 七 (略)

2 前項の登録(以下「登録」という。)を受けようとする被災者援護協力団体は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を

受けることができない。

一 (略)

二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む。第三十三条の六及び第九十条の六において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ (略)

ロ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で防災庁令で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ハ・ニ (略)

ホ 心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として防災庁令で定めるもの

4 内閣総理大臣は、第二項の申請をした被災者援護協力団体が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 その行おうとする被災者援護協力業務に必要な機材その他の物資を有し、かつ、当該被災者援護協力業務に従事する者のうち二人以上が当該被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者として防災庁令で定める者であるものであること。

二・三 (略)

5 登録は、登録被災者援護協力団体登録簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録してするものとする。

一～三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、防災庁令で定める事項

受けることができない。

一 (略)

二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む。第三十三条の六及び第九十条の六において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ (略)

ロ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で内閣府令で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ハ・ニ (略)

ホ 心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

4 内閣総理大臣は、第二項の申請をした被災者援護協力団体が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 その行おうとする被災者援護協力業務に必要な機材その他の物資を有し、かつ、当該被災者援護協力業務に従事する者のうち二人以上が当該被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者として内閣府令で定める者であるものであること。

二・三 (略)

5 登録は、登録被災者援護協力団体登録簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録してするものとする。

一～三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

6 登録被災者援護協力団体は、前項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、防災庁令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(被災者援護協力業務の方法)

第三十三条の五 登録被災者援護協力団体は、第三十三条の二第四項各号に掲げる要件及び被災者援護協力業務を適切に行うための防災庁令で定める基準に適合する方法により被災者援護協力業務を行わなければならない。

(業務の休廃止)

第三十三条の七 登録被災者援護協力団体は、被災者援護協力業務を休止し、又は廃止したときは、防災庁令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 (略)

第四十条 (略)  
(都道府県地域防災計画)

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに復旧復興に関する事項別の計画

三 (略)

3 都道府県地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、災害応急対策又は復旧復興を円滑に実施するために必要となる公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定め

6 登録被災者援護協力団体は、前項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(被災者援護協力業務の方法)

第三十三条の五 登録被災者援護協力団体は、第三十三条の二第四項各号に掲げる要件及び被災者援護協力業務を適切に行うための内閣府令で定める基準に適合する方法により被災者援護協力業務を行わなければならない。

(業務の休廃止)

第三十三条の七 登録被災者援護協力団体は、被災者援護協力業務を休止し、又は廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 (略)

第四十条 (略)  
(都道府県地域防災計画)

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 (略)

3 都道府県地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するために必要となる公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定め

ることができる。

4 5 6 (略)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 (略)

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに復旧復興に関する事項別の計画

三 (略)

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)並びに災害応急対策又は復旧復興を円滑に実施するために必要となる公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定めることができる。

4 5 7 (略)

第四十二条の二 (略)

2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、防災庁令で定め

ることができる。

4 5 6 (略)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 (略)

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 (略)

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)並びに災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するために必要となる公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定めることができる。

4 5 7 (略)

第四十二条の二 (略)

2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定め

るところにより行うものとする。

3 5 (略)

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務等)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は復旧復興に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

2 (略)

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は復旧復興の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は復旧復興の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は復旧復興に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は復旧復興に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

るところにより行うものとする。

3 5 (略)

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務等)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

2 (略)

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

い。

(指定緊急避難場所に関する届出)

第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、防  
災庁令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、防  
災庁令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(防災信号)

第五十二条 市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、防  
災庁令で定める。

2 (略)

(広域避難の協議等)

第六十一条の四 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、そ

い。

(指定緊急避難場所に関する届出)

第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内  
閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内  
閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(防災信号)

第五十二条 市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、内  
閣府令で定める。

2 (略)

(広域避難の協議等)

第六十一条の四 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、そ

の内容を当該避難場所を管理する者その他の防災庁令で定める者に通知しなければならない。

5 (略)

6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び防災庁令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の防災庁令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の防災庁令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域避難の協議等)

第六十一条の五 (略)

2 (略)

6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の防災庁令で定める者に通知しなければならない。

7 (略)

10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、防災庁令で定める者に通知しなければならない。

11 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の防災庁令で定める者に通知しなければならない。

12・13 (略)

の内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 (略)

6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域避難の協議等)

第六十一条の五 (略)

2 (略)

6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

7 (略)

10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

11 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

12・13 (略)

14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の防災庁令で定める者に通知しなければならない。

(市町村長による都道府県外広域避難の協議等)

第六十一条の六 (略)

2～4 (略)

5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の防災庁令で定める者に通知しなければならない。

6 (略)

7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び防災庁令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 (略)

9 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第七項の防災庁令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の防災庁令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

11 (略)

(応急公用負担等)

第六十四条 (略)

2～8 (略)

9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用す

14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(市町村長による都道府県外広域避難の協議等)

第六十一条の六 (略)

2～4 (略)

5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

6 (略)

7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 (略)

9 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

11 (略)

(応急公用負担等)

第六十四条 (略)

2～8 (略)

9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用す

る第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は防災庁令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならぬ。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

10 (略)

(広域一時滞在の協議等)

第八十六条の八 (略)

254 (略)

5 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の防災庁令で定める者に通知しなければならない。

6 (略)

7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び防災庁令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 (略)

9 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び第七項の防災庁令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

10 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の防災庁令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第八十六条の九 (略)

る第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならぬ。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

10 (略)

(広域一時滞在の協議等)

第八十六条の八 (略)

254 (略)

5 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

6 (略)

7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 (略)

9 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

10 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第八十六条の九 (略)

2  
8 (略)

9 第六項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の防災庁令で定める者に通知しなければならない。

10  
12 (略)

13 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、防災庁令で定める者に通知しなければならない。

14 (略)

15 第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、第十三項の防災庁令で定める者に通知しなければならない。

16  
17 (略)

18 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第九項の防災庁令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

第八十六条の十一 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の九第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第三項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第五項中「第二項の規定により市町村長から提供された被災住民情報」とあるのは「当該協議に係る各被災住民についての第九十条の三第二項

2  
8 (略)

9 第六項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

10  
12 (略)

13 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

14 (略)

15 第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、第十三項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

16  
17 (略)

18 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第九項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

第八十六条の十一 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の九第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第三項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第五項中「第二項の規定により市町村長から提供された被災住民情報」とあるのは「当該協議に係る各被災住民についての第九十条の三第二項

各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するもの」と、同条第七項中「被災住民情報」とあるのは「情報」と、同条第十二項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）とあるのは「公示し、及び防災庁令で定める者」と、同条第十四項中「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、同条第十五項中「第一項」とあるのは「第八十六条の十一段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第十二項の防災庁令で定める者に通知し、並びに」と、「第十三項の防災庁令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十七項中「前項」とあるのは「第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第十五項」とし、同条第十三項及び第十六項の規定は、適用しない。

第八十六条の十五 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、防災庁令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。

254 (略)

## 第六章 復旧復興

### （復旧復興の実施責任）

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により復旧復興の実施について責任を有する

各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するもの」と、同条第七項中「被災住民情報」とあるのは「情報」と、同条第十二項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十四項中「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、同条第十五項中「第一項」とあるのは「第八十六条の十一段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第十二項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「第十三項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十七項中「前項」とあるのは「第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第十五項」とし、同条第十三項及び第十六項の規定は、適用しない。

第八十六条の十五 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。

254 (略)

## 第六章 災害復旧

### （災害復旧の実施責任）

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する

者は、法令又は防災計画の定めるところにより、復旧復興を実施しなければならぬ。

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 (略)

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、防災庁令で定める事項

3 6 (略)

(台帳情報の利用及び提供)

第九十条の四 (略)

2 前項(第一号、第三号又は第四号に係る部分に限る。)の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、防災庁令で定める。

(防災功労者表彰)

第一百一十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、防災に従事した者で、防災に関し著しい功労があると認められるものに対し、それぞれ内閣府令、デジタル庁令、防災庁令又は省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(権限の委任)

第一百一十一条の二 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災

庁令で定めるところにより、防災局長に委任することができる。

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 第五十二条第一項の規定に基づく防災庁令によつて定められ

者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならぬ。

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 (略)

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 6 (略)

(台帳情報の利用及び提供)

第九十条の四 (略)

2 前項(第一号、第三号又は第四号に係る部分に限る。)の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(防災功労者表彰)

第一百一十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、防災に従事した者で、防災に関し著しい功労があると認められるものに対し、それぞれ内閣府令、デジタル庁令又は省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(新設)

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 第五十二条第一項の規定に基づく内閣府令によつて定められ

た防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者

二  
(略)

た防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者

二  
(略)

改正案	現行
<p>第二十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）及びデジタル大臣及び防災大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者</p> <p>4～7 （略）</p>	<p>第二十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者</p> <p>4～7 （略）</p>

○ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組織等） 第四十六条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣、デジタル大臣及び防災大臣のうちから、環境大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>4、5、6、7 （略）</p>	<p>（組織等） 第四十六条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから、環境大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>4、5、6、7 （略）</p>

○ 高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（組織等）                      第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣及びデジタル大臣及び防災大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>4～7（略）</p>	<p>（組織等）                      第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>4～7（略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 九 （略）</p> <p>十 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。</p> <p>イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁、防災庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条、防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関</p> <p>ニ （略）</p> <p>十一 （略）</p> <p>（中央交通安全対策会議の組織等）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前二号に掲げる者のほか、指定行政機関の長、内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣、デジタル大臣及び防災大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 九 （略）</p> <p>十 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。</p> <p>イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関</p> <p>ニ （略）</p> <p>十一 （略）</p> <p>（中央交通安全対策会議の組織等）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 前二号に掲げる者のほか、指定行政機関の長、内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者</p>

4  
5  
6

(略)

4  
5  
6

(略)

改正案	現行
<p>（地震防災応急計画の特例）</p> <p>第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めるときは、当該事項について定めた部分（次項において「地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る地震防災応急計画とみなしてこの法律を適用する。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして<u>防災庁令</u>で定めるもの</p> <p>2（略）</p> <p>（地震災害警戒本部の設置）</p> <p>第十条 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、臨時に<u>防災庁</u>に、その組織を系統的に構成する行政機関として、地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（警戒本部の組織）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2〇5（略）</p> <p>6 地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>防災庁の事務次官</u></p> <p>四 防災副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから</p>	<p>（地震防災応急計画の特例）</p> <p>第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めるときは、当該事項について定めた部分（次項において「地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る地震防災応急計画とみなしてこの法律を適用する。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして<u>内閣府令</u>で定めるもの</p> <p>2（略）</p> <p>（地震災害警戒本部の設置）</p> <p>第十条 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、<u>内閣府設置法</u>第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に<u>内閣府</u>に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（警戒本部の組織）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2〇5（略）</p> <p>6 地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>内閣府の防災監</u></p> <p>四 <u>内閣府副大臣</u>又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちか</p>

7、内閣総理大臣が任命する者  
7 (略)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 第二十条において準用する災害対策基本法第五十二条第一項の規定に基づく防災庁令によつて定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者
- 二 (略)

7ら、内閣総理大臣が任命する者  
7 (略)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 第二十条において準用する災害対策基本法第五十二条第一項の規定に基づく内閣府令によつて定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者
- 二 (略)

○ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）（抄）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>別表（第三条関係）</p> <p>内閣府          防災庁          警察庁          総務省          消防庁          文部科学省          厚生労働省          農林水産省          経済産業省          資源エネルギー庁          国土交通省          気象庁          海上保安庁          環境省          防衛省</p>
<p>現行</p>	<p>別表（第三条関係）</p> <p>内閣府          警察庁          総務省          消防庁          文部科学省          厚生労働省          農林水産省          経済産業省          資源エネルギー庁          国土交通省          気象庁          海上保安庁          環境省          防衛省</p>

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。</p> <p>イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁、防災庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ （略）</p> <p>（組織）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>六 本部長は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、関係行政機関の長、内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣、デジタル大臣及び防災大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>七〇一〇 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。</p> <p>イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ （略）</p> <p>（組織）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>六 本部長は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、関係行政機関の長、内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>七〇一〇 （略）</p>

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）（第十四条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）</p> <p>第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七條第三項若しくは第五十八條第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八條第一項において準用する場合を含む。）、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七條第三項、防災庁設置法（令和八年法律第 号）第七條第三項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項、デジタル庁設置法第七條第五項、防災庁設置法第七條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁、防災庁並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場合）は、当該委員会（は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。</p>	<p>（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）</p> <p>第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七條第三項若しくは第五十八條第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八條第一項において準用する場合を含む。）、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七條第三項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項、デジタル庁設置法第七條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場合）は、当該委員会（は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。</p>

2 一  
5 二  
(略) (略)

2 一  
5 二  
(略) (略)

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（抄）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 試験研究機関等 次に掲げる機関であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。</p> <p>イ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項、防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条の二に規定する機関</p> <p>ロ 一 （略）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 試験研究機関等 次に掲げる機関であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。</p> <p>イ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条の二に規定する機関</p> <p>ロ 一 （略）</p> <p>二・三 （略）</p>

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第二条（略）            2～7（略）            8 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に関する試験又は研究（以下単に「研究」という。）を行うもので政令で定めるものをいう。            一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十五条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八條の二に規定する機関            二～四（略）            9～16（略）</p>	<p>（定義）            第二条（略）            2～7（略）            8 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に関する試験又は研究（以下単に「研究」という。）を行うもので政令で定めるものをいう。            一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十五条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八條の二に規定する機関            二～四（略）            9～16（略）</p>

○ 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）（第十六条関係）

※環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）による改正後のもの（令和八年四月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（適用除外） 第五十三条 第二章から前章までの規定は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（適用除外） 第五十三条 第二章から前章までの規定は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。</p>

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>三 防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）</p> <p>四 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第七号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>五 略</p> <p>六 防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの</p> <p>七・八 略</p> <p>2 略</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第五号から第七号までの政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>四 略</p> <p>（新設）</p> <p>五・六 略</p> <p>2 略</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。</p>



改 正 案	現 行
<p>（原子力災害対策本部の組織）                      第十七条（略）                      2～4（略）                      5 原子力災害対策本部長は、前項に掲げる者のほか、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、原子力災害対策本部員のうち、内閣官房長官及び環境大臣（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣官房長官、環境大臣及び国土交通大臣）以外の国務大臣又は環境副大臣若しくは関係府省の副大臣（防災副大臣を含む。）の中から、内閣総理大臣が指名する者を原子力災害対策副本部長に充てることのできる。</p> <p>6（略）                      7 原子力災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。                      一・二（略）                      三 原子力災害対策副本部長以外の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官（防災大臣政務官を含む。）又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者</p> <p>8～14（略）                      （災害対策基本法の規定の読替え適用等）                      第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表</p>	<p>（原子力災害対策本部の組織）                      第十七条（略）                      2～4（略）                      5 原子力災害対策本部長は、前項に掲げる者のほか、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、原子力災害対策本部員のうち、内閣官房長官及び環境大臣（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣官房長官、環境大臣及び国土交通大臣）以外の国務大臣又は環境副大臣若しくは関係府省の副大臣の中から、内閣総理大臣が指名する者を原子力災害対策副本部長に充てることのできる。</p> <p>6（略）                      7 原子力災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。                      一・二（略）                      三 原子力災害対策副本部長以外の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者</p> <p>8～14（略）                      （災害対策基本法の規定の読替え適用等）                      第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表</p>

		の 下欄に掲げる字句とする。	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第二条第二号	災害を	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）を	
	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が	
	被害	被害（被害が生ずる蓋然性を含む。）	
	災害の	原子力災害の	
	災害からの	原子力災害からの	
(略)	(略)	(略)	
第四十条第二項	災害予防	原子力災害予防対策	
第二号	災害に関する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。） その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達	
	消火、水防、救難	救難	
	災害応急対策並びに復旧復興	緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策	

		の 下欄に掲げる字句とする。	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第二条第二号	災害を	原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）を	
	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が	
	被害	被害（被害が生ずる蓋然性を含む。）	
	災害の	原子力災害の	
	災害からの	原子力災害からの	
(略)	(略)	(略)	
第四十条第二項	災害予防	原子力災害予防対策	
第二号	災害に関する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。） その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達	
	消火、水防、救難	救難	
	災害応急対策並びに災害復旧	緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策	

第四十条第三項	(略)	災害応急対策又は復旧復興	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第四十二条第二項第二号	(略)	災害予防 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達 消火、水防、救難 災害応急対策並びに復旧復興	原子力災害予防対策 原子力緊急事態宣言 その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達 救難 緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策
第四十二条第三項	(略)	災害が 災害応急対策又は復旧復興	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
(略)	(略)	防災計画	(略)
第四十九条第一項	(略)	災害応急対策又は復旧復興	防災計画若しくは原子力災害対策指針 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第四十九条の二第一項	(略)	災害予防責任者	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）
災害応急対策又は復旧復興	(略)	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

第四十条第三項	(略)	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第四十二条第二項第二号	(略)	災害予防 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達 消火、水防、救難 災害応急対策並びに災害復旧	原子力災害予防対策 原子力緊急事態宣言 その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達 救難 緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策
第四十二条第三項	(略)	災害が 災害応急対策又は災害復旧	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
(略)	(略)	防災計画	(略)
第四十九条第一項	(略)	災害応急対策又は災害復旧	防災計画若しくは原子力災害対策指針 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第四十九条の二第一項	(略)	災害予防責任者	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）
災害応急対策又は災害復旧	(略)	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

2 5 6 (略)	(略)	第四十九条の三	(略)	旧復興
	(略)	災害応急対策又は復旧復興	災害予防責任者	は原子力災害事後対策
	(略)	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）	は原子力災害事後対策

2 5 6 (略)	(略)	第四十九条の三	(略)	害復旧
	(略)	災害応急対策又は災害復旧	災害予防責任者	は原子力災害事後対策
	(略)	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）	は原子力災害事後対策

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。            一 一三（略）            四 防災庁設置法（令和八年法律第 号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる防災庁            五 各省（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第五条第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省とし、総務省にあつては次号に掲げる機関、環境省にあつては第七号に掲げる機関を除く。）            六・七（略）            2（略）</p>	<p>（定義）            第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。            一 一三（略）            （新設）            四 各省（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第五条第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省とし、総務省にあつては次号に掲げる機関、環境省にあつては第六号に掲げる機関を除く。）            五・六（略）            2（略）</p>

○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）（抄）（第二十条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>6   中央防災会議は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画の修正、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価の結果又は人口動態の変化、技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本計画を変更しなければならない。</p> <p>7   (略)</p> <p>(推進計画)</p> <p>第五条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関（以下「指定行政機関」という。）の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）の長をいう。）及び同条第五号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。））第六</p>	<p>6   (新設)</p> <p>(基本計画)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2   5 (略)</p> <p>7   (略)</p> <p>(推進計画)</p> <p>第五条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関（以下「指定行政機関」という。）の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）の長をいう。）及び同条第五号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。））は同</p>

条の二において同じ。）は同法第二条第九号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一（五）（略）

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。第六条の二において「地方防災会議等」という。）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会（第六条の二において「石油コンビナート等防災本部等」という。）は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。この場合において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。）は、第十二条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。

3・4 （略）

（指定公共機関等への援助）

第六条の二 国は、指定公共機関、地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部等に対し、推進計画の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

（対策計画の特例）

第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めるときは、当該事項について定めた部分（次項において「南海トラ

条第九号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一（五）（略）

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。この場合において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。）は、第十二条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。

3・4 （略）

（新設）

（対策計画の特例）

第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めるときは、当該事項について定めた部分（次項において「南海トラ

「地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

一〇八（略）

九 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして防炎庁令で定めるもの

2（略）

（南海トラフ地震防災対策推進協議会）

第九条（略）

2〇5（略）

6 協議会の庶務は、防炎庁において処理する。

7（略）

（津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置）

第十一条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、防炎庁令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。

（津波避難対策緊急事業計画）

第十二条（略）

2〇7（略）

「地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

一〇八（略）

九 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2（略）

（南海トラフ地震防災対策推進協議会）

第九条（略）

2〇5（略）

6 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

7（略）

（津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置）

第十一条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。

（津波避難対策緊急事業計画）

第十二条（略）

2〇7（略）

8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、防災庁令で定める軽微な変更については、この限りでない。

9 (略)

(権限の委任)

第二十二條 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十三條 (略)

8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

9 (略)

(新設)

(政令への委任)

第二十二條 (略)

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）（第二十一条関係）  
 ※重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）による改正後のもの（令和八年四月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）            第二十七条 この法律における主務省令は、手続等に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁、防災庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、防災庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）            第二十七条 この法律における主務省令は、手続等に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）（抄）（第二十一条関係）

※重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）による改正後のもの（令和八年四月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）</p> <p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁、防災庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、防災庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）            第四十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁、防災庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）、防災庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）            第四十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（抄）（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府、デジタル庁、防災庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）、防災庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。</p> <p>ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府、デジタル庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（主務省令） 第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁、防災庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）、防災庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令） 第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）（第二十二条関係）  
 ※重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）による改正後のもの（令和八年四月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（主務大臣等）            第四百四十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条の二第三項、第九条第三項及び第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁、防災庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）、防災庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務大臣等）            第四百四十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条の二第三項、第九条第三項及び第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（主務省令） 第三十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁、防災庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）、防災庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令） 第三十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第二条（略）            2～7（略）</p> <p>8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。            一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関            二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>三 防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）            四 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第七号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）            五（略）            六 防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの            七・八（略）            9～11（略）</p> <p>（不適正な利用の禁止）            第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第五号から第七号までの政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章</p>	<p>（定義）            第二条（略）            2～7（略）</p> <p>8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。            一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関            二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>（新設）            三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）            四（略）            五・六（略）            9～11（略）</p> <p>（不適正な利用の禁止）            第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び</p>

及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報報を利用してはならない。

次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

○ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）（第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ(1)を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。</p> <p>イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁、防災庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項、防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関</p> <p>ニ（略）</p> <p>六 八（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ(1)を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。</p> <p>イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関</p> <p>ニ（略）</p> <p>六 八（略）</p>

○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）（抄）（第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本計画）            第四条（略）            254（略）</p> <p>5  中央防災会議は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画の修正、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価の結果又は人口動態の変化、技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本計画を変更しなければならない。</p> <p>6 （略）</p> <p>（推進計画）            第五条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二条第三号の指定行政機関（以下この項及び第八条において単に「指定行政機関」という。）の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第四号の指定地方行政機関（第四号及び第八条において単に「指定地方行政機関」という。）の長をいう。）及び同法第二条第五号の指定公共機関（以下単に「指定公共機関」という。）（指定公共機関から委任された業務については</p>	<p>（基本計画）            第四条（略）            254（略）            （新設）</p> <p>5 （略）</p> <p>（推進計画）            第五条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二条第三号の指定行政機関（以下この項及び第八条において単に「指定行政機関」という。）の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第四号の指定地方行政機関（第四号及び第八条において単に「指定地方行政機関」という。）の長をいう。）及び同法第二条第五号の指定公共機関（以下この項及び第八条において単に「指定公共機関」という。）（指定公共機関から</p>

、当該委任を受けた同条第六号の指定地方公共機関（第四号及び第八号において単に「指定地方公共機関」という。）は、同法第二号第九号の防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一五（略）

2 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。次条において「地方防災会議等」という。）は同法第二号第十号の地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会（次条において「石油コンビナート等防災本部等」という。）は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。この場合において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。第十一条第一項において同じ。）は、第十一条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。

3・4（略）

（指定公共機関等への援助）

第五条の二 国は、指定公共機関、地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部等に対し、推進計画の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

（対策計画）

第六条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（第五条第一項に規

委任された業務については、当該委任を受けた同法第二条第六号の指定地方公共機関（第四号及び第八号において単に「指定地方公共機関」という。）は、同法第二号第九号の防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一五（略）

2 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）は同法第二号第十号の地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。この場合において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。第十一条第一項において同じ。）は、第十一条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。

3・4（略）

（新設）

（対策計画）

第六条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定

定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

一〇四 (略)

2 第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者(第五条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、当該指定があつた日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。

三〇八 (略)

(対策計画の特例)

第七条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めるときは、当該事項について定めた部分(次項において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」という。)は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

一〇七 (略)

八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるもの

2 (略)

第八条 (日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進協議会)

二〇五 (略)

6 協議会の庶務は、防災庁において処理する。

する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

一〇四 (略)

2 第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者(前条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、当該指定があつた日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。

三〇八 (略)

(対策計画の特例)

第七条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めるときは、当該事項について定めた部分(次項において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」という。)は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

一〇七 (略)

八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2 (略)

第八条 (日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進協議会)

二〇五 (略)

6 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

7 (略)

(津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置)

第十条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、防災庁令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。

(津波避難対策緊急事業計画)

第十一条 (略)

257 (略)

8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、防災庁令で定める軽微な変更については、この限りでない。

9 (略)

(権限の委任)

第二十二条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令

で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

(政令への委任)

7 (略)

(津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置)

第十条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。

(津波避難対策緊急事業計画)

第十一条 (略)

257 (略)

8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

9 (略)

(新設)

(政令への委任)

第二十三条  
(略)

第二十二條  
(略)

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）（第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 防災庁</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条の施設等機関</p> <p>七 （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>（主務省令）</p> <p>第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府、デジタル庁、防災庁又は各省の内閣府令、デジタル庁令、防災庁令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>（主務省令）</p> <p>第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府、デジタル庁又は各省の内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

則とする。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>三 防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）</p> <p>四 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第七号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>五（略）</p> <p>六 防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの</p> <p>七・八（略）</p> <p>258（略）</p> <p>（委員会への諮問）</p> <p>第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。</p> <p>一 第二条第一項第五号から第七号まで、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五・六（略）</p> <p>258（略）</p> <p>（委員会への諮問）</p> <p>第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。</p> <p>一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、</p>

第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二・三 (略)

第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二・三 (略)

○ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）（抄）（第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（銀行法等の規定の適用）</p> <p>第十七条 機構が前条第一項各号に掲げる業務を行う場合には、機構を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・防災庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣」とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（主務大臣）</p> <p>第五十六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律における主務省令は、内閣府令・防災庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令とする。</p>	<p>（銀行法等の規定の適用）</p> <p>第十七条 機構が前条第一項各号に掲げる業務を行う場合には、機構を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣」とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（主務大臣）</p> <p>第五十六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令とする。</p>

改正案	現行
<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「復興推進事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令・防災庁令で定める事業のうち復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものを行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第四十四条第一項において「復興特区支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令・防災庁令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの</p> <p>四 (略)</p> <p>4 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十八条まで及び第三十三条に規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第三十五条の規定による政令若しくは内閣府令（告示を含む。）・防災庁令（告示を含む。）・主務省令（第八十七条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。第三十五条及び第三十六条において「内閣府令・防災庁令・主務省令」という。）又は第三十六条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、こ</p>	<p>(定義)                      第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「復興推進事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業のうち復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものを行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第四十四条第一項において「復興特区支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの</p> <p>四 (略)</p> <p>4 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十八条まで及び第三十三条に規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第三十五条の規定による政令若しくは内閣府令（告示を含む。）・主務省令（第八十七条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。第三十五条及び第三十六条において「内閣府令・主務省令」という。）又は第三十六条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において</p>

これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

5  
5～14 (略)

(復興推進計画の認定)

第四条 その全部又は一部の区域が東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定めるものである地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る当該政令で定める区域内の区域について、内閣府令・防災庁令で定めるところにより、復興推進事業の実施又はその実施の促進その他の復興に向けた取組による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進（以下この節において「復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進」という。）を図るための計画（以下「復興推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2  
2～11 (略)

(認定復興推進計画の変更)

第六条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）の変更（内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2  
(略)

(国と地方の協議会)

第十二条 (略)

2  
2～8 (略)

9 協議会の庶務は、防災庁において処理する。

当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

5  
5～14 (略)

(復興推進計画の認定)

第四条 その全部又は一部の区域が東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定めるものである地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る当該政令で定める区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、復興推進事業の実施又はその実施の促進その他の復興に向けた取組による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進（以下この節において「復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進」という。）を図るための計画（以下「復興推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2  
2～11 (略)

(認定復興推進計画の変更)

第六条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2  
(略)

(国と地方の協議会)

第十二条 (略)

2  
2～8 (略)

9 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

10  
12 (略)

(復興推進協議会)

第十三条 (略)

2  
6 (略)

7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令・防災庁令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8  
11 (略)

(政令等で規定された規制の特例措置)

第三十五条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業であつて復興推進計画の区域内において実施されるものをいう。以下この条及び別表の十三の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・防災庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第三十六条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（特定地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業であつて復興推進計画の区域内において実施されるものをいう。以下この条及び別表の十四の項において同じ。）を定めた復興推進計画

10  
12 (略)

(復興推進協議会)

第十三条 (略)

2  
6 (略)

7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8  
11 (略)

(政令等で規定された規制の特例措置)

第三十五条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業であつて復興推進計画の区域内において実施されるものをいう。以下この条及び別表の十三の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第三十六条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（特定地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業であつて復興推進計画の区域内において実施されるものをいう。以下この条及び別表の十四の項において同じ。）を定めた復興推進計画

について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・防災庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

第四十四条 政府は、認定復興推進計画に定められた復興特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定復興推進計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該復興特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令・防災庁令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定復興推進計画に定められた第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「復興特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 (略)

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする復興特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令・防災庁令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならぬようにしなければならない。

4 (略)

5 政府は、利子補給契約により復興特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた復興特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令・防災庁令で定め

について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

第四十四条 政府は、認定復興推進計画に定められた復興特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定復興推進計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該復興特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定復興推進計画に定められた第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「復興特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 (略)

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする復興特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならぬようにしなければならない。

4 (略)

5 政府は、利子補給契約により復興特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた復興特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごと

る期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高）に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令・防災庁令で定めるところにより、支給するものとする。

6・7 (略)

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令・防災庁令で定める。

(復興整備計画)

第四十六条 第四条第一項の政令で定める区域内の次の各号に掲げる地域のいづれかに該当する地域であつて、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある地域をその区域とする市町村（以下「被災関連市町村」という。）は、内閣府令・防災庁令で定めるところにより、単独で又は当該被災関連市町村の存する都道府県（以下「被災関連都道府県」という。）と共同して、当該事業の実施を通じた地域の整備に関する計画（以下「復興整備計画」という。）を作成することができる。

一 四 (略)

2 復興整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 (略)

三 計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令・防災庁令で定める事項を記載したものをいう。第四十九条及び第五十条第一項において「土地利用方針」という。）

四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令・防災庁令で定める事項

イカ (略)

に、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高）に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6・7 (略)

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(復興整備計画)

第四十六条 第四条第一項の政令で定める区域内の次の各号に掲げる地域のいづれかに該当する地域であつて、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある地域をその区域とする市町村（以下「被災関連市町村」という。）は、内閣府令で定めるところにより、単独で又は当該被災関連市町村の存する都道府県（以下「被災関連都道府県」という。）と共同して、当該事業の実施を通じた地域の整備に関する計画（以下「復興整備計画」という。）を作成することができる。

一 四 (略)

2 復興整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 (略)

三 計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。第四十九条及び第五十条第一項において「土地利用方針」という。）

四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

イカ (略)

五・六 (略)

3 5 6 (略)

7 前三項の規定は、復興整備計画の変更(内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(復興整備協議会)

第四十七条 (略)

2 5 6 (略)

7 被災関連市町村等は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令・防災庁令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8・9 (略)

(土地利用基本計画の変更等に関する特例)

第四十八条 (略)

2 被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令・防災庁令で定める理由により会議における協議が困難な場合(以下単に「会議における協議が困難な場合」という。)は、この限りでない。

一 5 四 (略)

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・防災庁令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければ

五・六 (略)

3 5 6 (略)

7 前三項の規定は、復興整備計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(復興整備協議会)

第四十七条 (略)

2 5 6 (略)

7 被災関連市町村等は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8・9 (略)

(土地利用基本計画の変更等に関する特例)

第四十八条 (略)

2 被災関連市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興整備計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合(以下単に「会議における協議が困難な場合」という。)は、この限りでない。

一 5 四 (略)

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

ならない。

一〇十一 (略)

4〇9 (略)

(復興整備事業に係る許認可等の特例)

第四十九条 (略)

2 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、前項に規定する土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、内閣府令・防災庁令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3〇5 (略)

6 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・防災庁令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、それぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項が第八項第三号又は第四号に掲げる事項であるときは、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議をしなければならない。

7〇14 (略)

(集団移転促進事業の特例)

第五十三条 (略)

2〇4 (略)

5 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第三項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは

一〇十一 (略)

4〇9 (略)

(復興整備事業に係る許認可等の特例)

第四十九条 (略)

2 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、前項に規定する土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3〇5 (略)

6 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、それぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項が第八項第三号又は第四号に掲げる事項であるときは、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議をしなければならない。

7〇14 (略)

(集団移転促進事業の特例)

第五十三条 (略)

2〇4 (略)

5 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第三項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは

、当該事項について、内閣府令・防災庁令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

6～9 (略)

(住宅地区改良事業の特例)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・防災庁令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

5～8 (略)

9 被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあつては、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をし、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、内閣府令・防災庁令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、住宅地区改良法第七条各号に掲げる者に協議をし、及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をしなければならない。

10 (略)

(漁港漁場整備事業の特例)

第五十五条 (略)

2 被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項につ

、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

6～9 (略)

(住宅地区改良事業の特例)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

5～8 (略)

9 被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあつては、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をし、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、住宅地区改良法第七条各号に掲げる者に協議をし、及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をしなければならない。

10 (略)

(漁港漁場整備事業の特例)

第五十五条 (略)

2 被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項につ

いて、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあつては、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、内閣府令・防災庁令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3・4 (略)

(地籍調査事業の特例)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・防災庁令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

4 (略)

(届出対象区域内における建築等の届出等)

第六十四条 (略)

2 被災関連市町村は、前項の規定による指定をするときは、内閣府令・防災庁令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 (略)

4 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令・防災庁令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又

いて、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあつては、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3・4 (略)

(地籍調査事業の特例)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

4 (略)

(届出対象区域内における建築等の届出等)

第六十四条 (略)

2 被災関連市町村は、前項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 (略)

4 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法

は施行方法、着手予定日その他内閣府令・防災庁令で定める事項を被災関連市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一〜四 (略)

5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令・防災庁令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令・防災庁令で定めるところにより、その旨を被災関連市町村長に届け出なければならない。

6・7 (略)

(主務省令)

第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁、防災庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）、防災庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

、着手予定日その他内閣府令で定める事項を被災関連市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一〜四 (略)

5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を被災関連市町村長に届け出なければならない。

6・7 (略)

(主務省令)

第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

改正案	現行
<p>（指定避難施設の指定）</p> <p>第五十六条 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であつて次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が防災庁令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（指定避難施設に関する届出）</p> <p>第五十八条 指定避難施設の管理者は、当該指定避難施設を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定避難施設の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、<u>防災庁令・国土交通省令</u>で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。</p> <p>（管理協定の内容）</p> <p>第六十二条 （略）</p> <p>2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について<u>防災庁令・国土交通省令</u>で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>（指定避難施設の指定）</p> <p>第五十六条 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であつて次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（指定避難施設に関する届出）</p> <p>第五十八条 指定避難施設の管理者は、当該指定避難施設を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定避難施設の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、<u>内閣府令・国土交通省令</u>で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。</p> <p>（管理協定の内容）</p> <p>第六十二条 （略）</p> <p>2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について<u>内閣府令・国土交通省令</u>で定める基準に適合するものであること。</p>

(管理協定の縦覧等)

第六十三条 市町村は、管理協定を締結しようとするときは、防災庁令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 (略)

(管理協定の公告等)

第六十五条 市町村は、管理協定を締結したときは、防災庁令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定避難施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定避難施設である旨又は協定避難施設が当該区域内に存する旨を明示し、かつ、協定避難用部分の位置を明示しなければならない。

(管理協定の縦覧等)

第六十三条 市町村は、管理協定を締結しようとするときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 (略)

(管理協定の公告等)

第六十五条 市町村は、管理協定を締結したときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定避難施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定避難施設である旨又は協定避難施設が当該区域内に存する旨を明示し、かつ、協定避難用部分の位置を明示しなければならない。

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）            第四百十一条 この法律（第八章を除く。）における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁、防災庁、復興庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）、防災庁令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）            第四百十一条 この法律（第八章を除く。）における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁、復興庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）（第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。</p> <p>イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁、防災庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項、防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関</p> <p>ニ （略）</p> <p>六～八 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。</p> <p>イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関</p> <p>ニ （略）</p> <p>六～八 （略）</p>

○ 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）（第三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（復興対策本部の設置）</p> <p>第四条 特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、復興対策本部（以下「本部」という。）を設置することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（本部の組織）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>6 本部長は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 副大臣、大臣政務官若しくは防災庁の事務次官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者</p> <p>7 5 13 （略）</p> <p>（本部の所掌事務）</p> <p>第六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 所管区域において関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。）</p>	<p>（復興対策本部の設置）</p> <p>第四条 特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部（以下「本部」という。）を設置することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（本部の組織）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>6 本部長は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 副大臣、大臣政務官若しくは内閣府の防災監又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者</p> <p>7 5 13 （略）</p> <p>（本部の所掌事務）</p> <p>第六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 所管区域において関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整に関すること。</p>

次条において同じ。)及び指定地方公共機関(同法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。次条において同じ。)が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整に関すること。

三 (略)

四 次条の規定により本部長の権限に属する事務

五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

2 本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、第七条第一項に規定する復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

(本部長の権限)

第六条の二 本部長は、当該本部の所管区域における特定大規模災害からの復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、災害対策基本法第二十三条第七項に規定する登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部長は、前項の規定による権限の全部又は一部を副本部長に委任することができる。

3 本部長は、復興現地対策本部が置かれたときは、第一項の規定による権限の一部を復興現地対策本部長に委任することができる。

4 本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(復興計画)

第十条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区

三 (略)

(新設)

四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

2 本部は、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

(新設)

(復興計画)

第十条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区

域とする市町村（以下「特定被災市町村」という。）は、復興基本方針（当該特定被災市町村を包括する都道府県（以下「特定被災都道府県」という。）が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針）に即して、防災庁令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

一〇四（略）

2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二（略）

三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他防災庁令で定める事項を記載したものをいう。以下「土地利用方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の防災庁令で定める事項

イカ（略）

五〇七（略）

三〇六（略）

7 前三項の規定は、復興計画の変更（防災庁令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（復興協議会）

第十一条（略）

二〇六（略）

7 特定被災市町村等は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、防災庁令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

八〇九（略）

域とする市町村（以下「特定被災市町村」という。）は、復興基本方針（当該特定被災市町村を包括する都道府県（以下「特定被災都道府県」という。）が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針）に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

一〇四（略）

2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二（略）

三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。以下「土地利用方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

イカ（略）

五〇七（略）

三〇六（略）

7 前三項の規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（復興協議会）

第十一条（略）

二〇六（略）

7 特定被災市町村等は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

八〇九（略）

(土地利用基本計画の変更等に関する特例)

第十二条 (略)

2 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、防災庁令で定める理由により会議における協議が困難な場合(以下単に「会議における協議が困難な場合」という。)は、この限りでない。

一〇四 (略)

3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、防災庁令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一〇十一 (略)

四〇九 (略)

(復興整備事業に係る許認可等の特例)

第十三条 (略)

2 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、前項に規定する土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、防災庁令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

三〇五 (略)

6 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議

(土地利用基本計画の変更等に関する特例)

第十二条 (略)

2 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合(以下単に「会議における協議が困難な場合」という。)は、この限りでない。

一〇四 (略)

3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一〇十一 (略)

四〇九 (略)

(復興整備事業に係る許認可等の特例)

第十三条 (略)

2 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、前項に規定する土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

三〇五 (略)

6 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議

における協議が困難な場合において、復興計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、防災庁令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、それぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならぬ。この場合において、同項第一号に掲げる事項が第八項第三号又は第四号に掲げる事項であるときは、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議をしなければならぬ。

7  
5  
14 (略)

(集団移転促進事業の特例)

第十七条 (略)

2  
・3 (略)

4 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に第二項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、防災庁令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならぬ。

5  
5  
8 (略)

(住宅地区改良事業の特例)

第十八条 (略)

2  
・3 (略)

4 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、防災庁令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならぬ。

における協議が困難な場合において、復興計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、それぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならぬ。この場合において、同項第一号に掲げる事項が第八項第三号又は第四号に掲げる事項であるときは、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議をしなければならぬ。

7  
5  
14 (略)

(集団移転促進事業の特例)

第十七条 (略)

2  
・3 (略)

4 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に第二項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならぬ。

5  
5  
8 (略)

(住宅地区改良事業の特例)

第十八条 (略)

2  
・3 (略)

4 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならぬ。

5(8) (略)

9 特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあつては、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をし、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、防災庁令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、住宅地区改良法第七条各号に掲げる者に協議をし、及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をしなければならない。

10 (略)

(漁港漁場整備事業の特例)

第十九条 (略)

2 特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあつては、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、防災庁令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3・4 (略)

(地籍調査事業の特例)

第二十条 (略)

2 (略)

3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に第一項に規定す

5(8) (略)

9 特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあつては、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をし、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、住宅地区改良法第七条各号に掲げる者に協議をし、及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をしなければならない。

10 (略)

(漁港漁場整備事業の特例)

第十九条 (略)

2 特定被災市町村等は、復興計画に前項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、協議会が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあつては、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3・4 (略)

(地籍調査事業の特例)

第二十条 (略)

2 (略)

3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に第一項に規定す

る国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、防災庁令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

4～8 (略)

(届出対象区域内における建築等の届出等)

第二十八条 (略)

2 特定被災市町村は、前項の規定による指定をするときは、防災庁令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 (略)

4 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、防災庁令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他防災庁令で定める事項を特定被災市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一～四 (略)

5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち防災庁令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、防災庁令で定めるところにより、その旨を特定被災市町村長に届け出なければならない。

6・7 (略)

(権限の委任)

第五十七条の二 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局長に委任することができる

る国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

4～8 (略)

(届出対象区域内における建築等の届出等)

第二十八条 (略)

2 特定被災市町村は、前項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 (略)

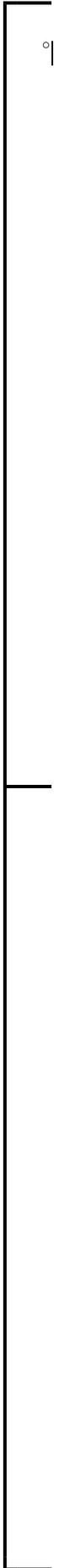
4 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他内閣府令で定める事項を特定被災市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一～四 (略)

5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を特定被災市町村長に届け出なければならない。

6・7 (略)

(新設)



○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）（抄）（第三十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。</p> <p>イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>ハ 防災庁（への政令で定める施設等機関を除く。）</p> <p>ニ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（トの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>ホ （略）</p> <p>ヘ 防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの</p> <p>ト・チ （略）</p> <p>五 七 （略）</p>	<p>（定義）            第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。</p> <p>イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>ニ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ホ・ヘ （略）</p> <p>五 七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（認定基盤整備等計画の変更）</p> <p>第十条 認定を受けた関係地方公共団体は、認定を受けた基盤整備等計画（以下この章において「認定基盤整備等計画」という。）の変更（防災庁令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（地方緊急対策実施計画）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方緊急対策実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策の推進に関し必要な事項で防災庁令で定めるもの</p> <p>4〜7（略）</p> <p>8 前三項の規定は、地方緊急対策実施計画の変更（防災庁令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。</p> <p>（特定緊急対策事業推進計画の認定）</p> <p>第二十四条 特定地方公共団体は、単独で又は共同して、当該特定地方公共団体に係る緊急対策区域内の区域について、防災庁令で定めるところにより、特定緊急対策事業（次節の規定による特別の措置の適用を受ける事業をいう。以下同じ。）の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅</p>	<p>（認定基盤整備等計画の変更）</p> <p>第十条 認定を受けた関係地方公共団体は、認定を受けた基盤整備等計画（以下この章において「認定基盤整備等計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（地方緊急対策実施計画）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方緊急対策実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策の推進に関し必要な事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>4〜7（略）</p> <p>8 前三項の規定は、地方緊急対策実施計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。</p> <p>（特定緊急対策事業推進計画の認定）</p> <p>第二十四条 特定地方公共団体は、単独で又は共同して、当該特定地方公共団体に係る緊急対策区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、特定緊急対策事業（次節の規定による特別の措置の適用を受ける事業をいう。以下同じ。）の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅</p>

速な推進を図るための計画（以下「特定緊急対策事業推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2  
2 10 （略）

（認定推進計画の変更）

第二十六条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画（以下「認定推進計画」という。）の変更（防災庁令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2  
（略）

（地震防災対策推進協議会）

第三十一条 （略）

2  
2 6 （略）

7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、防災庁令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8  
8 11 （略）

（権限の委任）

第四十条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

2 | この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

速な推進を図るための計画（以下「特定緊急対策事業推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2  
2 10 （略）

（認定推進計画の変更）

第二十六条 認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画（以下「認定推進計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2  
（略）

（地震防災対策推進協議会）

第三十一条 （略）

2  
2 6 （略）

7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8  
8 11 （略）

（権限の委任）

第四十条 （新設）

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

○ 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）（抄）（第三十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>三 防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）</p> <p>四 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第七号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>五（略）</p> <p>六 防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの</p> <p>七・八（略）</p> <p>（特定秘密の指定）</p> <p>第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第五号から第七号までの政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五・六（略）</p> <p>（特定秘密の指定）</p> <p>第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報で</p>

報であつて、公になつていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2・3  
(略)

あつて、公になつていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2・3  
(略)

○ 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）（抄）（第三十七条関係）  
 ※重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）による改正後のもの（令和八年四月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第二条（略）            2 この法律において「各省各庁」とは、裁判所、会計検査院、内閣（内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。）、内閣府、デジタル庁、防災庁及び各省をいう。</p> <p>（主務省令）            第十四条 この法律における主務省令は、歳入等の納付に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁、防災庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、防災庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る歳入等の納付については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原</p>	<p>（定義）            第二条（略）            2 この法律において「各省各庁」とは、裁判所、会計検査院、内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。</p> <p>（主務省令）            第十四条 この法律における主務省令は、歳入等の納付に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る歳入等の納付については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則</p>

子力規制委員会規則とする。

とする。

○ 官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）（抄）（第三十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（官報による公布等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第五項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八条第五項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第五項、防災庁設置法（令和八年法律第 号）第七条第五項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十四条第一項の告示で次に掲げるものの公示は、官報をもって行う。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（官報による公布等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第五項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八条第五項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第五項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十四条第一項の告示で次に掲げるものの公示は、官報をもって行う。</p> <p>一・二（略）</p>

○ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）（抄）（第三十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあつては警察庁を、第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>三 防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）</p> <p>四 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第七号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>五（略）</p> <p>六 防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの</p> <p>七・八（略）</p> <p>2 この法律において「行政機関の長」とは、次の各号に掲げる行政機関の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前項第五号から第七号までの政令で定める機関（次号に掲げるものを除く。） 当該機関ごとに政令で定める者</p> <p>三（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（定義）            第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあつては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五・六（略）</p> <p>2 この法律において「行政機関の長」とは、次の各号に掲げる行政機関の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前項第四号及び第五号の政令で定める機関（次号に掲げるものを除く。） 当該機関ごとに政令で定める者</p> <p>三（略）</p> <p>3・4（略）</p>



改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。</p> <p>イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁、防災庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項、防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関</p> <p>ニ （略）</p> <p>七 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。</p> <p>イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関</p> <p>ニ （略）</p> <p>七 （略）</p>

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（第四十一条関係）  
 ※重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）による改正後のもの（令和八年四月一日施行）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次            第一章・第二章（略）            第三章 組織              第一節・第二節（略）              第三節 本府                第一款 内部部局等（第十六条・第十七条）                第二款～第六款（略）            第四節・第五節（略）            第四章（略）            附則            （任務）            第三条（略）            2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、原子力災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報            報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実施を確保するための審査及び検査の遂行、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に</p>	<p>目次            第一章・第二章（略）            第三章 組織              第一節・第二節（略）              第三節 本府                第一款 内部部局等（第十六条・第十七条）                第二款～第六款（略）            第四節・第五節（略）            第四章（略）            附則            （任務）            第三条（略）            2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報            報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実施を確保するための審査及び検査の遂行、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた</p>

向けた施策の推進、こども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定するこどもをいう。次条第一項第二十九号において同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3  
(略)

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一〜十七 (略)

十七の二 人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二条に規定するものをいう。第三項第十号において同じ。）の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十八 原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第一号に規定するものをいい、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。次号において同じ。）に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（以下「原子力防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

施策の推進、こども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定するこどもをいう。次条第一項第二十九号において同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3  
(略)

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一〜十七 (略)

十七の二 人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二条に規定するものをいう。第三項第七号の九において同じ。）の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十八 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三項第八号を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

十九 前号に掲げるもののほか、大規模な原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該原子力災害への対処その他の原子力防災に関する事項

二十～三十七 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の六 (略)

八～十 (略)

十一 原子力防災に関する施策の推進に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

十九 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

二十～三十七 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の六 (略)

七の七～七の九 (略)

七の十 防災に関する施策の推進に関すること。

八 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

八の二 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。

九 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十一 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。

十二 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する

(削る)

(削る)

(削る)

十二・十三 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

十四 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四条第一項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援助子補給金の支給に関すること、同法第四十六条

特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)第三条第一項に規定するものをいう。)及び災害防除事業(同法第二条第一項に規定するものをいう。)の指定に関すること。

十三 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

十四 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)に基づく地震防災対策に関すること。

十四の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五百十六号)第二条第一号に規定する原子力災害(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十七条第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。)に対する対策(第九条の二及び第十六条の二第二項において「原子力防災」という。)に関すること。

十四の二の二・十四の二の三 (略)

十四の三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四の二 首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)に基づく地震防災対策に関すること。

十四の五 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援助子補給金の支給に関すること、同法第四十

第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること並びに同法第二條第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六條第二項第四号に規定する復興整備事業に關する關係行政機關の事務の調整に關すること（原子力防災に關するものに限る。）。

十五 第十一号から前号までに掲げるもののほか、原子力防災に關する施策に關すること（他省の所掌に屬するものを除く。）。

十六 六十三（略）

（組織の構成）

第五條（略）

2 内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びにデジタル庁、防災庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第一條の国の行政機關と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を發揮しなければならない。

（削る）

第十條 第四條第一項第二十二号から第二十四号まで及び第三項第十八号から第二十六号までに掲げる事務については、前條第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（副大臣）

六條第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること並びに同法第二條第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六條第二項第四号に規定する復興整備事業に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。

十五 第七号の十から前号までに掲げるもののほか、防災に關する施策に關すること（他省の所掌に屬するものを除く。）。

十六 六十三（略）

（組織の構成）

第五條（略）

2 内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びにデジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第一條の国の行政機關と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を發揮しなければならない。

第九條の二 第四條第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の十から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同條第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の十及び第十五号に掲げる事務のうち原子力防災に關するものを除く。）については、前條第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十條 第四條第一項第二十二号から第二十四号まで及び第三項第十八号から第二十六号までに掲げる事務については、第九條第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（副大臣）

第十三条 (略)

2 内閣府に、前項の副大臣のほか、デジタル庁、防災庁又は他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

3 3 6 (略)

(大臣政務官)

第十四条 (略)

2 内閣府に、前項の大臣政務官のほか、デジタル庁、防災庁又は他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。

3 3 6 (略)

(削る)

第十八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要政策に関する会議で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(略)	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)

第十三条 (略)

2 内閣府に、前項の副大臣のほか、デジタル庁又は他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

3 3 6 (略)

(大臣政務官)

第十四条 (略)

2 内閣府に、前項の大臣政務官のほか、デジタル庁又は他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。

3 3 6 (略)

(防災監)

第十六条の二 本府に、防災監一人を置く。

2 防災監は、第九条の二の特命担当大臣を助け、命を受けて第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の十から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務(同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の十及び第十五号に掲げる事務のうち原子力防災に関するものを除く。)を統理する。

第十八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要政策に関する会議で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(略)	(略)
中央防災会議	災害対策基本法
(略)	(略)

(科学技術・イノベーション推進事務局)

第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで及び第十七号の二並びに第三項第七号から第七号の三まで、第十号及び第四十六号に掲げる事務をつかさどる。

2 3 4 (略)

(宇宙開発戦略推進事務局)

第四十条の六 宇宙開発戦略推進事務局は、第四条第一項第十七号及び第三項第七号の五から第九号までに掲げる事務をつかさどる。

2 3 4 (略)

附 則

(所掌事務の特例)

第二条 (略)

2 (略)

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)  
(削る)

(科学技術・イノベーション推進事務局)

第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで及び第十七号の二並びに第三項第七号から第七号の三まで、第七号の九及び第四十六号に掲げる事務をつかさどる。

2 3 4 (略)

(宇宙開発戦略推進事務局)

第四十条の六 宇宙開発戦略推進事務局は、第四条第一項第十七号及び第三項第七号の五から第七号の八までに掲げる事務をつかさどる。

2 3 4 (略)

附 則

(所掌事務の特例)

第二条 (略)

2 (略)

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)  
三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

- (1) 設立
- (2) 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任
- (3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議
- (4) 定款の変更の決議

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第十九号並びに第三項第十号及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

（削る）

（削る）

（組織の構成の特例）

第二条の三 復興庁が廃止されるまでの間における第五条第二項の規定の適用については、同項中「防災庁」とあるのは、「防災庁、復興庁」とする。

（副大臣の定数等の特例）

第三条の二 第十三条第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、副大臣の定数は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第九条第一項の復興副大臣の職を兼ねる副大

ロ 5) 合併、分割及び解散の決議  
関係行政機関の事務の調整に関すること。

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第十九号並びに第三項第七号の十及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第三項及び附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2| 前条第三項の規定にかかわらず、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁が廃止されるまでの間は、同項第三号（イ(1)及び(2)並びにロ（イ(1)及び(2)に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

3| 第九条の二の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条の特命担当大臣は、第四条第一項第十九号並びに第三項第七号の十及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災からの復興に関するものを掌理しない。

（組織の構成の特例）

第二条の三 復興庁が廃止されるまでの間における第五条第二項の規定の適用については、同項中「デジタル庁」とあるのは、「デジタル庁、復興庁」とする。

（副大臣の定数等の特例）

第三条の二 第十三条第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、副大臣の定数は、復興庁設置法第九条第一項の復興副大臣の職を兼ねる副大臣（次項において「兼職復興副大臣

2  
(略)

臣（次項において「兼職復興副大臣」という。）を除き、三人とする。この場合において、第十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第一項前段」とする。

2  
(略)

「という。）を除き、三人とする。この場合において、第十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第一項前段」とする。

改正案	現行
<p>（組織の構成）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 デジタル庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、防災庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。</p> <p>（副大臣）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 デジタル庁に、前項の副大臣のほか、<u>防災庁又は他省の副大臣</u>の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（大臣政務官）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 デジタル庁に、前項の大臣政務官のほか、<u>防災庁又は他省の大臣政務官</u>の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。</p>	<p>（組織の構成）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 デジタル庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。</p> <p>（副大臣）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 デジタル庁に、前項の副大臣のほか、<u>他省の副大臣</u>の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（大臣政務官）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 デジタル庁に、前項の大臣政務官のほか、<u>他省の大臣政務官</u>の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。</p>

一 (略)

二 内閣官房副長官、デジタル副大臣若しくは関係府省の副大臣  
(防災副大臣を含む。)、デジタル大臣政務官若しくは関係府  
省の大臣政務官(防災大臣政務官を含む。 )又は国務大臣以外  
の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

一 (略)

二 内閣官房副長官、デジタル副大臣若しくは関係府省の副大臣  
、デジタル大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務  
大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命  
する者

改正案	現行
<p>（組織の構成）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 復興庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁、防災庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。</p> <p>（副大臣）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 復興庁に、前項の副大臣のほか、他の府省又は防災庁の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（大臣政務官）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 大臣政務官は、他の府省又は防災庁の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。</p> <p>3～7（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣（防</p>	<p>（組織の構成）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 復興庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。</p> <p>（副大臣）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 復興庁に、前項の副大臣のほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（大臣政務官）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。</p> <p>3～7（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復</p>

災副大臣を含む。）、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官（防災大臣政務官を含む。）又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

5  
5  
8  
(略)

附 則

(他の法律の適用の特例)

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）	第二十一条	及び防災庁	、防災庁及び復興庁
		及び各省	、復興庁及び各省
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	第二百四十五条	国家行政組織法	復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第四十二条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁、国家行政組織法
	第二百四十五条の四第一項	若しくは防災庁設置法第四条第二項	、防災庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項

興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

5  
5  
8  
(略)

附 則

(他の法律の適用の特例)

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）	第二十一条	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省	、復興庁及び各省
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	第二百四十五条	国家行政組織法	復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第四十二条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁、国家行政組織法
	第二百四十五条の四第一項	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項

国家公務員法	第十九条第二項及び第四項、第二十五条第一項並びに第六十一条の七第一項	第五十五条第一項及び第六十一条の八第一項	第六条の二第五項	国の利害に係のある訴訟についての法律大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）	国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）	国家行政組織法	国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十四号）
防災庁	防災庁	、防災庁及び復興庁	若しくは防災庁設置法（令和八年法律第号）第四条第二項	、防災庁設置法（令和八年法律第号）第四条第二項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四	、防災庁及び復興庁	、防災庁及び復興庁	、復興庁及び復興庁及び復興庁及び復興庁及び復興庁

国家公務員法	第十九条第二項及び第四項、第二十五条第一項並びに第六十一条の七第一項	第五十五条第一項及び第六十一条の八第一項	第六条の二第五項	国の利害に係のある訴訟についての法律大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）	国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）	国家行政組織法	国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十四号）
デジタル庁	デジタル庁	、デジタル庁及び復興庁	若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項	、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四	、デジタル庁及び復興庁	、デジタル庁及び復興庁	、デジタル庁及び復興庁及び復興庁及び復興庁及び復興庁

百十七号)	地方交付税法 (昭和二十五年法律第二百一十一号)	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)	災害対策基本法(昭和三十三年法律第二百二十三号)	行政相談委員法(昭和四十一年法律第九十九号)	消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)	行政機関の職員 の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)	交通安全対策基本法(昭和四十五年法律
第五条第四項	第二条第三号	第二条第三号	第二条第三号	第二条第一項 第一号	第二十八条第三項第二号	第一条第一項 及び第二条	第二条第十号
防災庁	及び防災庁 及び各省を	及び各省を	防災庁	防災庁	及び防災大臣	防災庁	防災庁
各省	、防災庁及び復興庁	、復興庁及び各省を	、復興庁令又は省令	、復興庁令又は省令	、復興大臣及び復興大臣	、復興大臣及び復興大臣	、復興大臣及び復興大臣

百十七号)	地方交付税法 (昭和二十五年法律第二百一十一号)	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)	災害対策基本法(昭和三十三年法律第二百二十三号)	行政相談委員法(昭和四十一年法律第九十九号)	消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)	行政機関の職員 の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)	交通安全対策基本法(昭和四十五年法律
第五条第四項	第二条第三号	第二条第三号	第二条第三号	第二条第一項 第一号	第二十八条第三項第二号	第一条第一項 及び第二条	第二条第十号
デジタル庁	及びデジタル 及び各省を	及びデジタル 及び復興庁	デジタル庁	デジタル庁	及びデジタル 大臣	デジタル庁	デジタル庁
各省	、デジタル庁及び復興庁	、復興庁及び各省を	、復興庁令又は省令	、復興庁令又は省令	、復興大臣及び復興大臣	、復興大臣及び復興大臣	、復興大臣及び復興大臣

特定非常災害 （二十九号）	高齢社会対策 基本法（平成 七年法律第百 二十九号）	環境基本法（ 平成五年法律 第九十一号）	平成四年法律 第七十九号）	国際連合平和 維持活動等に 対する協力を 関する法律（ 平成四年法律 第七十九号）	多極分散型国 土形成促進法 （昭和六十三 年法律第八十 三号）	五年法律第三 十六号）	犯罪被害者等 給付金の支給 等による犯罪 被害者等の支 援に関する法 律（昭和五十 五年法律第三 十六号）	第一百号）
第三条第一項	第十六条第三 項	第四十六條第 三項	第五條第六項	第三条第九号 イ	第三条		第二十条の二	項第四号
若しくは国家	及び防災大臣	及び防災大臣	及び防災大臣	防災庁	防災庁		若しくは防災 庁設置法第四 条第二項	
、復興庁設置	、防災大臣及 び復興大臣	、防災大臣及 び復興大臣	、防災大臣及 び復興大臣	防災庁、復興 庁	防災庁、復興 庁		、防災庁設置 法第四条第二 項若しくは復 興庁設置法第 四条第二項	び復興大臣

特定非常災害 （二十九号）	高齢社会対策 基本法（平成 七年法律第百 二十九号）	環境基本法（ 平成五年法律 第九十一号）	平成四年法律 第七十九号）	国際連合平和 維持活動等に 対する協力を 関する法律（ 平成四年法律 第七十九号）	多極分散型国 土形成促進法 （昭和六十三 年法律第八十 三号）	五年法律第三 十六号）	犯罪被害者等 給付金の支給 等による犯罪 被害者等の支 援に関する法 律（昭和五十 五年法律第三 十六号）	第一百号）
第三条第一項	第十六条第三 項	第四十六條第 三項	第五條第六項	第三条第九号 イ	第三条		第二十条の二	項第四号
若しくは国家	及びデジタル 大臣	及びデジタル 大臣	及びデジタル 大臣	デジタル庁	デジタル庁		若しくはデジ タル庁設置法 第四条第二項	大臣
、復興庁設置	、デジタル大 臣及び復興大 臣	、デジタル大 臣及び復興大 臣	、デジタル大 臣及び復興大 臣	デジタル庁、 復興庁	デジタル庁、 復興庁		、デジタル庁 設置法第四条 第二項若しく は復興庁設置 法第四条第二 項	臣及び復興大 臣

総務省設置法 (平成十一年 法律第九十一 号)	重要影響事態 に際して我が 国の平和及び 安全を確保す るための措置 に関する法律 (平成十一年 法律第六十号)	の被害者の権 利利益の保全 等を図るため の特別措置に 関する法律(平 成八年法律 第八十五号)
第四条第一項 第九号	第三条第一項 第四号イ	
及び防災庁設 置法(令和八 年法律第 二号)第五 条第二項	防災庁	行政組織法(昭 和二十三年 法律第二十 号)
及び防災庁設 置法(令和八 年法律第 二号)第五 条第二項及 び復興	防災庁、復興 庁	法(平成二十 三年法律第百 二十五号)第 七条第三項若 しくは国家行 政組織法(昭 和二十三年法 律第二十号)
総務省設置法 (平成十一年 法律第九十一 号)	重要影響事態 に際して我が 国の平和及び 安全を確保す るための措置 に関する法律 (平成十一年 法律第六十号)	の被害者の権 利利益の保全 等を図るため の特別措置に 関する法律(平 成八年法律 第八十五号)
第四条第一項 第九号	第三条第一項 第四号イ	
及びデジタル 庁設置法(令 和三年法律第 三十六号)第 五条第二項	デジタル庁 及びデジタル 庁並びに	行政組織法(昭 和二十三年 法律第二十 号)
デジタル庁 設置法(令和 三年法律第三 十六号)第五 条第二項及び	デジタル庁、 復興庁	法(平成二十 三年法律第百 二十五号)第 七条第三項若 しくは国家行 政組織法(昭 和二十三年法 律第二十号)



情報の給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）	（略）	（略）	（略）	興庁設置法第四条第二項
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	（略）	（略）	（略）	復興庁令
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）	（略）	（略）	（略）	復興庁、復興庁
（略）	（略）	（略）	（略）	復興庁、復興
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）	（略）	（略）	（略）	復興庁、復興
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）	（略）	（略）	（略）	復興庁、復興
情報通信技術を利用する方	（略）	（略）	（略）	復興庁及び
法による国の	（略）	（略）	（略）	復興庁及び

情報の給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）	（略）	（略）	（略）	は復興庁設置法第四条第二項
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	（略）	（略）	（略）	復興庁令・復興庁令・復興
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）	（略）	（略）	（略）	復興庁令・復興
（略）	（略）	（略）	（略）	復興庁令・復興
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）	（略）	（略）	（略）	復興庁令・復興
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）	（略）	（略）	（略）	復興庁令・復興
情報通信技術を利用する方	（略）	（略）	（略）	復興庁令・復興
法による国の	（略）	（略）	（略）	復興庁令・復興

歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）	第十四条	又は各省	各省
（略）	（略）	（略）	（略）
食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）	第二条第六号イ	防災庁	防災庁、復興庁
防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）	第五条第二項及び第九条第二項	デジタル庁	デジタル庁、復興庁

2 復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第二条第一項の規定の適用については、同項中「四 防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる「防災庁」とあるのは、

「四 防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる「防災庁」とあるのは、

四の二 復興庁設置法（平成二十三年法律第三十号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる「復興庁」とする。

3 復興庁が廃止されるまでの間における東日本大震災復興特別区域法の規定の適用については、同法（第二条第四項、第三十五条、第三十六条、第四章（第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項及び第六十四条を除く。）及び第八十七条を除く。）中「内閣府令・防災庁令」とあるのは「復興庁令」と、同法第二条第四項中「内閣府令（告示を含む。）・防災庁令（告示を含む。）」

歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）	第十四条	又は各省	各省
（略）	（略）	（略）	（略）
食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）	第二条第六号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁

（新設）

2 復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第二条第一項の規定の適用については、同項中「三 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる「デジタル庁」とあるのは、

「三 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる「デジタル庁」とあるのは、

三の二 復興庁設置法（平成二十三年法律第三十号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる「復興庁」とする。

3 復興庁が廃止されるまでの間における東日本大震災復興特別区域法の規定の適用については、同法（第二条第四項、第十八条、第三十五条、第三十六条、第四章（第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項及び第六十四条を除く。）及び第八十七条を除く。）中「内閣府令」とあるのは「復興庁令」と、同法第二条第四項中「内閣府令（告示を含む。）・主務省令」とあるのは「復興」

「主務省令」とあるのは「復興庁令（告示を含む。）・主務省令」と、「内閣府令・防災庁令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第十二条第九項中「防災庁」とあるのは「復興庁」と、同法第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・防災庁令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第四十八条第三項中「内閣府令・防災庁令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九条第二項及び第五十五条第二項中「内閣府令・防災庁令・農林水産省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令」と、同法第四十九条第六項中「内閣府令・防災庁令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令・環境省令」と、同法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項中「内閣府令・防災庁令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令」と、同法第八十七条中「又は各省」とあるのは「復興庁又は各省」と、「又は省令」とあるのは「復興庁令（告示を含む。）又は省令」と、同法第八十八条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣、厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興局又は地方支分部局」とする。

庁令（告示を含む。）・主務省令」と、「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第十二条第九項中「内閣府」とあるのは「復興庁」と、同法第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第四十八条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九条第二項及び第五十五条第二項中「内閣府令・農林水産省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令」と、同法第四十九条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令・環境省令」と、同法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項中「内閣府令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令」と、同法第八十七条中「又は各省」とあるのは「復興庁又は各省」と、「又は省令」とあるのは「復興庁令（告示を含む。）又は省令」と、同法第八十八条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣、厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興局又は地方支分部局」とする。

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府、デジタル庁及び防災庁以外のもの（以下「国の行政機関」という。）の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。</p> <p>（組織の構成）</p> <p>第二条 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府、デジタル庁及び防災庁の組織と共に、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。</p> <p>2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府、デジタル庁及び防災庁との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府及びデジタル庁以外のもの（以下「国の行政機関」という。）の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。</p> <p>（組織の構成）</p> <p>第二条 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府及びデジタル庁の組織と共に、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。</p> <p>2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府及びデジタル庁との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。</p>

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）（第四十五条関係）

※公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）による改正後のもの（令和八年四月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 政策評価（国家行政組織法第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）<u>第五条第二項</u>、<u>デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）</u>第五条第二項及び防災庁設置法（令和八年法律第 号）<u>第五条第二項</u>の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省、<u>デジタル庁及び防災庁の事務の総括</u>に関すること。</p> <p>十 各府省、<u>デジタル庁及び防災庁の政策</u>について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。</p> <p>十一 九十五（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 政策評価（国家行政組織法第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）<u>第五条第二項</u>及び<u>デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）</u>第五条第二項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及び<u>デジタル庁の事務の総括</u>に関すること。</p> <p>十 各府省及び<u>デジタル庁の政策</u>について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。</p> <p>十一 九十五（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）（抄）（附則第九条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方自治法の特例） 第二十条の二 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは防災庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。</p>	<p>（地方自治法の特例） 第二十条の二 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。</p>

○ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（抄）（附則第九条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方自治法の特例）</p> <p>第十八条 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは防災庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。</p>	<p>（地方自治法の特例）</p> <p>第十八条 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。</p>

改正案	現行
<p>（地方自治法の特例）</p> <p>第二十一条 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは防災庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。</p>	<p>（地方自治法の特例）</p> <p>第二十一条 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。</p>

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（応急公用負担等） 第百十三条（略） 254（略）</p> <p>5 災害対策基本法第六十四条第七項から第十項までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項において準用する同法第六十三条第二項中「その委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき」とあるのは「都道府県知事による同項に規定する措置を待つかまがないと認めるとき」と、「要求」とあるのは「要請」と、同法第六十四条第八項及び第九項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と、同項及び同条第十項中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九項中「防炎庁令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「政令で定める管区海上保安本部の事務所の長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。</p>	<p>（応急公用負担等） 第百十三条（略） 254（略）</p> <p>5 災害対策基本法第六十四条第七項から第十項までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項において準用する同法第六十三条第二項中「その委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき」とあるのは「都道府県知事による同項に規定する措置を待つかまがないと認めるとき」と、「要求」とあるのは「要請」と、同法第六十四条第八項及び第九項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と、同項及び同条第十項中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九項中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「政令で定める管区海上保安本部の事務所の長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。</p>